



# 横浜スポーツ表彰規程

制 定 昭和 61 年 9 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は体育・スポーツの普及振興に顕著な功績のあった者及び著名な大会で優秀な成績を収めた者に対して、その功績に報いるため、この規程の定めるところにより表彰する。

(対象者)

第 2 条 表彰の対象者は、横浜市内在住・在勤・在学をしている者及び市内スポーツ団体並びにその構成員とする。

(表彰種類)

第 3 条 表彰の種類はスポーツ功労賞、優秀指導者賞、優秀選手賞及びスポーツ奨励賞とする。

(表彰基準)

第 4 条 公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人横浜市スポーツ協会の加盟団体並びに障害者スポーツ団体及びそれら団体の構成員のうち、別表第 1 に定める各基準に該当する者又はチームを、スポーツ功労賞・優秀指導者賞・優秀選手賞として表彰する。

2 前項に規定する団体以外の団体及びその構成員のうち、別表第 1 に定めるスポーツ功労賞・優秀選手賞の基準に該当する者又はチームを、スポーツ奨励賞として表彰する。

3 前 2 項にかかわらず、永年にわたり横浜の体育・スポーツの普及・振興に貢献した者をスポーツ功労賞として表彰できるものとする。

(選考方法)

第 5 条 被表彰者は別に定める横浜スポーツ表彰候補推薦要綱に基づき、各団体から推薦された者又はチーム及び公益財団法人横浜市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が推薦した者又はチーム並びに横浜市長（以下「市長」という）が推薦した者又はチームを選考委員会で選考し、理事会で決定する。

(選考委員会)

第 6 条 選考委員会に関する細則は、別に定める。

(表彰方法)

第 7 条 表彰は会長が賞状並びに記念品を贈り表彰する。

(表彰対象期間)

第 8 条 表彰の対象期間は、表彰年度の前年の 11 月 1 日から当該年度の 10 月 31 日の間にそれぞれの要件を充たした者とする。

(横浜市スポーツ栄誉賞)

第 9 条 第 2 条から第 8 条までの規定にかかわらず、住所、勤務先、出身校又は所属するチームの所在地が横浜市である者、若しくはこれに準じると認められる者でオリンピック及びパラリンピックで 3 位までに入賞、若しくは、これらに準ずる大会で顕著な功績を残した場合は、横浜市スポーツ栄誉賞を授与することができる。

2 表彰は市長と協議のうえ、会長及び市長の連名とすることができる。

3 表彰は、時宜を得た表彰とするが、スポーツ功労賞、優秀選手賞及びスポーツ奨励賞と同時期に表彰することを妨げない。

(除外)

第 10 条 別表第 1 スポーツ功労賞により、既に表彰を受けた者は原則として除外するものとする。

(委任)

第 11 条 この規程の実施の手續その他執行について必要ある事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は昭和 61 年 9 月 16 日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 12 年 10 月 1 日から施行し、平成 11 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 22 年 6 月 14 日から施行し、平成 22 年 6 月 14 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条)

名称	基準
スポーツ功労賞	体育・スポーツの進歩発展に顕著な貢献をなした者、及び価値ある研究調査をなした者 永年にわたり横浜の体育・スポーツの普及・振興に貢献した者
優秀指導者賞	体育・スポーツの指導者として、優秀な選手又はチームを育成した者
優秀選手賞	著名な大会で優秀な成績を示した者又はチーム

# 横浜スポーツ表彰候補推薦要綱

制 定 平成 12 年 10 月 1 日  
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、横浜スポーツ表彰規程第 5 条の規定に基づき、横浜スポーツ表彰候補推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ功労賞推薦基準)

第 2 条 スポーツ功労賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢 55 歳以上で市内のスポーツ団体の要職を 10 年以上経験し、現在も引き続いてその団体において体育・スポーツの普及・発展にあたっている者
- (2) 現在も引き続いて市内のスポーツ団体において体育・スポーツの普及・発展にあたっている者で次のいずれかに該当する者
  - ア 体育・スポーツに係わる調査研究の結果を公表した者
  - イ スポーツ医学・科学の振興に係わる功績を収めた者
- (3) その他特に顕著な功績があった者

2 スポーツ功労賞に推薦する候補者は各団体 1 名以内とする。

3 前 2 項にかかわらず、横浜スポーツ表彰規程第 4 条第 3 項に基づくスポーツ功労賞の候補者は、会長が推薦する。

(優秀指導者賞推薦基準)

第 3 条 優秀指導者賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 優秀選手賞の被表彰者を直接指導した者
- (2) 優秀選手賞に該当する大会において市単位以上の代表団の監督又はコーチとして顕著な功績を収めた者
- (3) その他特に顕著な功績があった者

2 優秀指導者賞に推薦する候補者は各団体 1 名以内とする。

(優秀選手賞推薦基準)

第 4 条 優秀選手賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国際競技連盟又は日本スポーツ協会加盟競技団体又は障害者スポーツ団体が主催する国際競技大会において入賞した者又はチーム、又はベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者
- (2) 全日本総合選手権大会において 3 位以内の成績を収めた者又はチーム、又はベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者
- (3) 次のいずれかの選手権大会において優勝した者又はチーム、又はベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者
  - ア 国民体育大会
  - イ 全日本実業団大会
  - ウ 全日本社会人大会
  - エ 全日本大学大会
  - オ 全国障害者スポーツ大会
  - カ 日本中学校体育連盟又は全国高等学校体育連盟の主催する大会
  - キ 日本スポーツ協会加盟競技団体の主催する全日本ジュニア大会
- (4) 市代表として横浜市から委嘱を受け、県大会で 5 年連続優勝した者又はチーム
- (5) 日本記録を更新した者又はチーム

- (6) その他、特に優秀選手としての功績があった者又はチーム
  - 2 前項の規定にかかわらず、マスターズ大会は対象としない。  
(スポーツ奨励賞推薦基準)
- 第5条 スポーツ奨励賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 国際競技連盟又は日本スポーツ協会加盟競技団体又は障害者スポーツ団体が主催するマスターズ選手権大会において優勝した者又はチーム
  - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人横浜市スポーツ協会又は障害者スポーツ団体及びその構成員以外の者で第2条第1項の推薦基準を満たす者
  - (3) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人横浜市スポーツ協会又は障害者スポーツ団体及びその構成員以外のもので第4条の推薦基準と同等の成績を収めた者又はチーム
  - (4) その他特に顕著な功績があった者
- 2 前項第2号の規定により推薦する候補者は各団体1名以内とする。
  - 3 前項第1号及び3号の規定により推薦する候補者の推薦基準の細目は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## スポーツ奨励賞推薦基準細目

### 1 マスターズ選手権大会（横浜スポーツ表彰候補推薦要綱第5条第1項第1号）

#### （1）対象年齢

- ・マスターズ大会は、この表彰のなかでは中高年のスポーツとして位置付け、年齢35才以上の者を対象とする。

#### （2）該当する大会

- ・国際競技連盟、日スポ協加盟競技団体、障害者スポーツ団体が主催する大会
- ・日本スポーツマスターズ大会（2001年～）

#### （3）表彰基準

- ・上記（2）の大会のそれぞれの種目における優勝者及び世界記録・日本記録を更新した者。但し、国際大会では推薦要綱第4条第1項第1号の規定を準用する。

（入賞、ベストメンバーもしくは最優秀選手に選ばれた者）

- ・年齢区分による同一区分での表彰は1回とする。但し、種目が異なる場合は、同一区分内でも表彰対象とする。

（例：「50才～55才」の区分で50才に100mで優勝→表彰、51才では別の種目での優勝は表彰対象とするが、55才までは100mでの表彰は1回とする。）

- ・マスターズ大会においては参加人数に限らず、優勝した者、世界・日本記録を更新した者は表彰対象とする。

### 2 日スポ協、市スポ協、障害者スポーツ団体及びその構成員以外のC項該当者（推薦要綱第5条第1項第3号）

#### （1）該当する大会

- ・国際的団体又は全国中央の組織が主催する国際及び全国大会（全国スポレク大会等）

#### （2）表彰種目

- ・種目の普及度合い（国際、全国レベルでの大会が行われている種目）
- ・競技会の性格（競技性を有し、選考会等を経て開催され、順位を決める種目）

#### （3）表彰基準

- ・上記（1）の大会及び（2）の表彰種目における優勝者、ベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者（国際大会では入賞者も含む。）